

公営住宅等消防設備点検（湯之谷地区）業務委託

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、「公営住宅等消防設備点検（湯之谷地区）業務委託」に係る消防設備点検等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 消防法第17条の3の3、消防法施行規則第31条の6及び魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）によるほか、この仕様書により実施する。

（場 所）

第2条 業務位置は、魚沼市（別途指定の各施設）とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和6年3月25日（月）までとする。

（一般事項）

第4条 契約書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。

- 一 消防設備点検作業計画については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。
- 二 誤差動等による改善復旧は、要請から速やかに対応すること。ただし、当該対応については当該委託契約に包括されるものとする。
- 三 災害時の対応は臨機に対応するものとするが、当該委託契約には包括されないものとし、発注者の負担とする。
- 四 作業日は複数日を設定し、不在等により実施できなかった場合は再度作業日を設定するなり、可能な限り履行期日までの対応をすること。

第2章 作業内容

（作業項目等）

第5条 本業務における作業項目等は、次のとおりとする。

- 一 点検対象施設毎に、消防用設備台帳を作成するものとする。
- 二 点検は、総合点検（機器点検含む。）と機器点検（通常点検）を各1回実施するものとする。
- 三 各点検の終了毎に、各施設の防火管理者又は施設管理者（以下「施設管理者等」という。）に点検の結果を報告し、消防用設備等点検結果報告書（以下「結果報告書」という。）に押印してもらうものとする。
- 四 施設管理者等が確認し押印した結果報告書を、正を1部（3年に1度の報告年のみ）、副を2部作成するものとする。ただし、副については、複写したものも可とする。
- 五 点検対象施設は、別紙「公営住宅等消防設備点検対象物一覧表」による。

（作業の留意点）

第6条 本業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 一 結果報告書を提出する際には、改善が必要な箇所を明示するとともに、消防署への報告については、改善方針も示して報告する必要があるため、施設管理者等に協議するものとする。
- 二 点検中におけるランプ等消耗部品の交換程度の軽微な修繕や調整の実施については、別途契約により行うものとし、その実施した内容を報告書へ記載するものとする。ただし、軽微の範囲を超える場合は、施設管理者へ改善が必要な旨を報告するものとする。
- 三 本業務には、消防署への結果報告書の提出も含むものとする。

第3章 貸与資料

(貸与資料等)

第7条 貸与資料は、各施設の平面見取り図とする。ただし、施設管理者等から貸与するものとする。

2 前項に示す貸与資料の取り扱いは、次のとおりとする。

- 一 貸与資料は原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分注意しなければならない。
- 二 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。
- 三 使用する図書及び貸与資料の転載事項で、相互に矛盾または、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 四 貸与資料は、原則として初回打合せ時に貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き、完了検査時に一括返納しなければならない。

第4章 打合せ

(業務打合せ)

第8条 業務打合せについては、次のとおりとする。また、業務を適正かつ円滑に実施するために、受託者は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

- 一 主として着手前、中間(1回)、成果物取りまとめの段階とし、その他必要に応じ行うものとする。
- 二 初回及び最終回の打合せには、監理技術者が出席するものとする。

第5章 成果物

(本業務の成果物)

第9条 本業務の成果物は、次のとおりとする。

- 一 結果報告書 正1部(3年に1度の報告年のみ)
副2部

(成果物の提出先)

第10条 成果物は、各点検の終了毎に施設管理者等に対し、正(3年に1度の報告年のみ)・副各1部を提出し、副1部を魚沼市産業経済部都市整備課へ提出するものとする。

2 成果物は、監督職員の検収により不合格等の判断を受けた場合は、速やかに修正し再提出するものとする。ただし、消防署に提出を要する結果報告書においては、再作成(軽微なものを除く。)するものとする。

第6章 契 約

(契約変更)

第11条 委託契約条項第6条に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- 一 第5条に示す「作業項目等」の変更が生じた場合。
- 二 第9条に示す「本業務の成果物」に変更が生じた場合。
- 三 履行期間の変更が生じた場合。
- 四 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- 五 その他

(委託料の支払)

第12条 委託料の支払は、第5条第5号に規定する全施設の総合点検（機器点検含む。）が履行した段階において、第9条に規定する成果物の検収後、適正な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第13条 この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

